

福岡県設備設計事務所協会

賛助会員に関する細則

第1条 本会定款第5条の規定に基き賛助会員に関する細則をここに定める。

[入 会]

第2条 本会の賛助会員となるには会員2名の紹介を経て会費及び入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

[賛助会員の資格]

第3条 次に掲げる資格を有するもので本会の趣旨に賛同するものは、本会の賛助会員となることができる。

1. 設備に使用する材料機器の製造業者又は販売業者
2. 設備に関係あるもの。但し工事専門業者は除く。

[退 会]

第4条 賛助会員は次の事由により退会する。

1. 前条の資格を失いたるとき。
2. 賛助会費を1年以上納入しないもの。
3. 退会の申出
4. 除名

[除 名]

第5条 賛助会員にして本会の名誉を損傷し又は本会の目的趣旨に反するような行為があったときは、理事会の決議を経て除名することが出来る。

[会 費]

第6条 賛助会員は次に定める会費を納入するものとする。

1. 賛助会費は年額¥40,000円前納とする。
2. 既納会費の返還はしない。

[事業利用]

第7条 賛助会員は本会が行う事業に対し参加利用することができる。

[刊行物利用]

第8条 賛助会員は本会が発行する会誌及び調査研究資料等を会員同様配布するものとする。

第9条 本細則は昭和62年4月1日より施行する。